

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 令和3年8月受験版』

お詫びと訂正、文章の加筆のご案内

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 令和3年8月受験版』をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。
本書の内容に誤り及び文章の不足がございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫び致します。

頁数等	内容			掲載日																
受験ガイド 7ページ ●試験出題分野表	誤	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出題分野</th> <th>出題数</th> <th>試験時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①貨物自動車運送事業法</td> <td>8問</td> <td rowspan="5">90分</td> </tr> <tr> <td>②道路運送車両法</td> <td>4問</td> </tr> <tr> <td>③道路交通法</td> <td>5問</td> </tr> <tr> <td>④労働基準法</td> <td>6問</td> </tr> <tr> <td>⑤その他運行管理者の業務に関し、 必要な実務上の知識及び能力</td> <td>7問</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>30問</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出題分野	出題数	試験時間	①貨物自動車運送事業法	8問	90分	②道路運送車両法	4問	③道路交通法	5問	④労働基準法	6問	⑤その他運行管理者の業務に関し、 必要な実務上の知識及び能力	7問	合 計	30問		令和3年6月10日
		出題分野	出題数	試験時間																
①貨物自動車運送事業法	8問	90分																		
②道路運送車両法	4問																			
③道路交通法	5問																			
④労働基準法	6問																			
⑤その他運行管理者の業務に関し、 必要な実務上の知識及び能力	7問																			
合 計	30問																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>出題分野</th> <th>出題数</th> <th>試験時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①道路運送法</td> <td>8問</td> <td rowspan="5">90分</td> </tr> <tr> <td>②道路運送車両法</td> <td>4問</td> </tr> <tr> <td>③道路交通法</td> <td>5問</td> </tr> <tr> <td>④労働基準法</td> <td>6問</td> </tr> <tr> <td>⑤その他運行管理者の業務に関し、 必要な実務上の知識及び能力</td> <td>7問</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>30問</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出題分野	出題数	試験時間	① 道路運送法	8問	90分	②道路運送車両法	4問	③道路交通法	5問	④労働基準法	6問	⑤その他運行管理者の業務に関し、 必要な実務上の知識及び能力	7問	合 計	30問				
出題分野	出題数	試験時間																		
① 道路運送法	8問	90分																		
②道路運送車両法	4問																			
③道路交通法	5問																			
④労働基準法	6問																			
⑤その他運行管理者の業務に関し、 必要な実務上の知識及び能力	7問																			
合 計	30問																			
第1章 道路運送法 4 運送約款 1 法令の要点と〇×式過去出題例 14ページ 小見出し及び解説の文章を赤字下線部に修正	誤	■ 運賃及び料金等の揭示 [道路運送法第12条] 1. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように 揭示 しなければならない。	令和3年6月14日																	
		■ 運賃及び料金等の公示 [道路運送法第12条] 1. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、 <u>国土交通省令で定めるところにより</u> 、運賃及び料金並びに運送約款を 公示 しなければならない。																		

<p>第1章 道路運送法</p> <p>4 運送約款</p> <p>1 法令の要点と〇×式 過去出題例</p> <p>過去出題例 [運送約款]</p> <p>15 ページ</p> <p>問題文を赤字下線部に 修正</p>	誤	<p><input checked="" type="checkbox"/>2. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。[H31.3]</p>	令和3年6月14日
<p>第1章 道路運送法</p> <p>5 事業計画</p> <p>2 過去出題問題</p> <p>19 ページ</p> <p>問2 選択肢4</p> <p>問題文を赤字下線部に 修正</p>	誤	<p>4. 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。</p>	
<p>第1章 道路運送法</p> <p>6 禁止行為と乗合旅客の運送</p> <p>1 法令の要点と〇×式 過去出題例</p> <p>禁止行為 [道路運送法第20条]</p> <p>22 ページ</p> <p>解説文を赤字下線部に 修正及び表組の追加</p>	誤	<p>4. 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。<u>第二号において「営業区域外旅客運送」という。</u>）をしてはならない。<u>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>一 災害の場合その他緊急を要するとき。</p> <p>二 <u>地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調つた場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。</u></p>	
	正	<p>1. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。</p>	
	正	<p>1. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。<u>第二号において「営業区域外旅客運送」という。</u>）をしてはならない。<u>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p>	
	正	<p><input checked="" type="checkbox"/>2. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、<u>国土交通省令で定めるところにより、</u>運賃及び料金並びに運送約款を<u>公示</u>しなければならない。 [H31.3改]</p>	

<p>第1章 道路運送法</p> <p>6 禁止行為と乗合旅客の運送</p> <p>1 法令の要点と〇×式過去出題例</p> <p>過去出題例</p> <p>[禁止行為と乗合旅客の運送]</p> <p>22 ページ</p> <p>問題文を赤字下線部に修正</p>	誤	<p>☑1. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。[H30.8/H28.8]</p>	令和3年6月14日
	正	<p>☑1. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。<u>第二号において「営業区域外旅客運送」という。</u>）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 <u>災害の場合その他緊急を要するとき。</u></p> <p>二 <u>地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。[H30.8改]</u></p>	
<p>第1章 道路運送法</p> <p>23 運送事業者による運行管理</p> <p>2 過去出題問題</p> <p>120 ページ</p> <p>問題文を赤字下線部に修正</p>	誤	<p>2. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。</p>	
	正	<p>2. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、<u>国土交通省令で定めるところにより</u>、運賃及び料金並びに運送約款を<u>公示</u>しなければならない。</p>	
<p>第1章 道路運送法</p> <p>23 運送事業者による運行管理</p> <p>◆解答&解説</p> <p>123 ページ</p> <p>問2【解答 3】</p> <p>文章を赤字下線部に修正</p>	誤	<p>2. 道路運送法第12条（運賃及び料金等の掲示）第1項。</p>	
	正	<p>2. 道路運送法第12条（運賃及び料金等の<u>公示</u>）第1項。</p>	